



海の子

浜松市立舞阪小学校
学校だより
令和8年5月8日

令和8年度の教育活動について

校長 古川 里江

4月25日（土）の学校公開、学校説明会、引き渡し訓練への御参加ありがとうございました。子供たちの頑張りとお保護者の皆様の御理解・御協力により、落ち着いた令和8年度のスタートとなっています。ありがとうございます。この5月号では、学校公開の折に御説明した、本年度の教育活動の概要について、お伝えします。

<第4次浜松市教育総合計画前期（令和7年度～令和11年度）>

今年度は、「第4次浜松市教育総合計画前期」の二年目となります。本計画では『描く夢や未来の実現』を基本理念とし、「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」がキーワードとして掲げられています。予測困難な時代においても、子供や子供の成長を支えるすべての人々が、それぞれの「夢や未来」を描き、その実現に向けて自ら行動していくことで、それぞれの「ウェルビーイング」を向上させられるよう、『描く夢や未来の実現』を基盤にした学校経営を目指します。

<学校教育目標> よく考え たくましく行動する海の子

- | | | |
|--------------------|-----------------------------|-----------|
| <合言葉> | ・ さわやか さわやかな挨拶と誠実な態度 | 人格の形成 |
| | ・ かんどう かんどうを生む豊かな学び | 確かな学力の育成 |
| | ・ なかま なかまへの信頼と思いやり | 他者への理解と共生 |

R8 学力定着のため、話の聞き方に力を入れる「聞く→聴くへ」

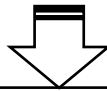
<学校経営目標>

児童にとって 『明日もがんばろうと思える“夢のある学校”』を目指して

職員にとって 『やりがいのもてる“魅力ある学校”』を目指して

保護者にとって 『我が子を通わせたいくなる“信頼できる学校”』を目指して

地域にとって 『未来の跡継ぎを育成する“地域の核となる学校”』を目指して



『明日もがんばろうと思える“夢のある学校”』を目指して

「目が輝く 行事への取り組み」

- ・ 運動会
- ・ 舞小フェスティバル
- ・ 林間学校
- ・ 修学旅行
- ・ 校外学習
- ・ 委員会イベント

「地域を学ぶ体験的な学習」

- ・ 磯遊び（1年）
- ・ 町探検（2年）
- ・ 湖上見学（3年）
- ・ 地域の施設（4年）
- ・ 環境教育（5年）
- ・ 地域の歴史（6年）

「聞く→聴くへ」

- ・ 学力定着のため、話の聞き方の改善を図ります
- ・ 「聞く」から「聴く」意識への転換を通して、充実した学びにつなげます

「基本的な学習習慣の定着」 「道徳的実践力の育成」

「規範意識の育成」 「自己肯定感を高め将来への希望や夢をもたせる」

『やりがいもてる“魅力ある学校”』を目指して

「校歌にある“師の君の 御教え守り 敬わん”の文言を肝に銘じ、清廉な態度で勤務に励みます」
「魅力ある大人が魅力ある子供・学校を育てると信じ、常に自分磨きに努めます」
「日頃から危機管理意識をもち、最悪の状況を想定しつつ、迅速に組織で対応します」
「余力のある自分、社会とつながる自分を意識し、「働き方改革」を進めます」

『我が子を通わせたくなる“信頼できる学校”』を目指して

「温かい学級づくり」・認め合い高め合える温かな「居場所感」
「相談の機会の充実」面談実施（年間を通してスクールカウンセラーの面談も実施）
「安心・安全な学校」・不審者対応 ・自然災害対応 ・熱中症対応
・感染対策 ・安全、安心のための配慮
「学校教育活動の様子を伝える」・学校公開 ・学校だより ・ホームページ

『未来の跡継ぎを育成する“地域の核となる学校”』を目指して

「舞歌小学校が始まって153年目」

これまでの舞阪小学校の歩みを知り、歴史ある舞阪小学校の一員であることに誇りをもち、これからの舞阪小学校の生活をよくしていこうとする気持ちを高めていきます。

- ・地域の自然、歴史、産業や文化及び人材等を積極的に取り入れた授業の実施
- ・学校運営協議会：強みも課題も共有する
- ・大地震による津波被害を想定とした防災教育の計画的な実践
- ・こ保幼小中連絡会：こども園、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携
- ・舞阪中学校区青少年健全育成会との連携

＜舞阪小学校いじめ防止基本方針より＞

- いじめは、「どの子供にも、どこでも起こりうること」「被害者にも加害者にもなりうること」「生命や身体に重大な危険を及ぼす可能性があること」ということができます。
- 学校の役割：いじめの未然防止と早期発見に努め、適切に学校、地域、家庭と連携しながらお子さんの「健やかな成長」を願って、『計画的』『組織的』に支援・指導を行っています。
- 家庭の役割：「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」（「いじめ防止対策推進法第9条第1項」より）
- 学校としては、いじめられた子はもちろんですが、いじめた子や周りの子供たちも含め全校児童の「健やかな成長」を願って支援・指導を行ってまいりますので、その時はぜひ御理解と御協力をお願いします。

お知らせ

スクールカウンセラーへの相談について

今年度も、以下のように舞阪小学校にスクールカウンセラーが配置されました。

カウンセラー氏名：森下 朋恵（もりした ともえ）

カウンセリング実施日時【1学期】

5/14, 5/28, 6/4, 6/18, 7/9, 7/15（いずれも木曜日） 9:00～15:00

お子さんだけでなく、保護者様の悩みにも応じます。お子さんの育ちに関して心配なこと、お子さんとの関わり方、保護者様自身のことなど、何でも御相談ください。カウンセリングを希望される場合は、学級担任または担当（養護教諭 武田）まで御連絡ください。 舞阪小：電話 592-0144

